

令和5年度 第2回 平塚市介護保険運営協議会 会議録

令和5年10月12日(木) 午後1時30分から午後3時まで

平塚市役所本館3階 302会議室

出席者（委員）

小宮山会長 曾根委員 湯川委員 福原委員 有働委員 大畑委員 内田委員
萩原委員 樽本委員 内藤委員 井上委員 船水委員

（12名出席）

（事務局）

（高齢福祉課）岩本課長 風間課長代理 横山課長代理

（地域包括ケア推進課）久保課長 笹井課長代理 鈴木課長代理 宮下主査

（介護保険課）五島課長 尾崎課長代理 伊礼課長代理 鈴木課長代理

宮田主査 佐藤主任 越地主任

I 開会

II 平塚市介護保険運営協議会委員委嘱式

委嘱状の交付、委員自己紹介、福祉部長挨拶、副会長の選任

III 議事

議事に入る前の報告事項

過半数の委員が出席しており、平塚市介護保険運営協議会規則第3条第2項により会議は成立。また、傍聴者はなし。

報告1 令和4年度介護保険事業の決算について

資料1に基づき、令和4年度介護保険事業の決算について、事務局から説明。

（意見・質問）特になし

報告 2 令和 5 年度介護保険事業の施行状況について

資料 2 に基づき、令和 5 年度介護保険事業の施行状況について、事務局から説明。

(意見・質問) 特になし

報告 3 平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画 [第 9 期]）について

資料 3 に基づき、平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画 [第 9 期]）について、事務局から説明。

委 員 8 期目の計画と比べると章立ての仕方や各基本目標の書き方が随分異なっているが事前に話がでていたか。

事務局 章立てについては、前回の時点では詳細な説明はしていない。
前回、第二章の「これまでの取り組み」で人口や高齢者の推移などを載せていたが、それを今回は計画書の最後にある「計画の前提となる資料」に移している。
移した経緯としては、計画書を見る方が容易に施策の展開にはいれるようにするためにあえてこれまでの取り組みについては巻末に持っていくことで分かりやすい章立てに変更している。

委 員 1 つ 1 つの基本目標の説明の書きぶりも前回と随分違っている。
前回、成果目標はなかったが今回どうしてでてきたのか。

事務局 今回、基本目標ごとに成果指標を設定しているが、8 期までにおいても成果指標を設定しており、資料 3-1 の素案 127 ページに第 8 期計画の振り返りということで各施策の成果指標を掲げ、令和元年度から令和 4 年度の実績を記載している。しかしこれらは計画を作成するためのアンケート調査を基にした成果指標となっているため、3 年に 1 度しか達成状況を確認できないという課題がある。次期計画については、3 年に 1 度しかはかれない成果指標を毎年はかれるようにするために、まずは大きなくくりで基本目標ごとに成果指標を毎年みていこうと今回新しく設けた。

委 員 達成の塩梅についてはどのように評価するのか。

事務局 各成果指標の達成状況については、例えば15ページの基本目標1の成果指標では、初回要介護認定申請の平均年齢を挙げている。平均年齢のデータは平塚市で得られるので、それを毎年度集計して達成しているかを確認していく。

委 員 1つずつにしているのはなぜか。

事務局 複数あげてしまうと、各事業に適した成果指標を設定できているかの判断が難しい。そのためまずは大きくくりで基本目標ごとの設定としている。

委 員 そういう意味で25ページ以降の細かい項目は事業量という言葉をつかっているのか。

事務局 その通りである。

委 員 事業量は1年ごとに記載されているが、これは評価しないのか。

事務局 個別の事業についても、毎年度その事業量については評価する。
現在進捗管理を毎年度しており、引き続き事業量を見ていくことで更に基本目標ごとの成果指標もはかっていく。

委 員 事業量の項目が示されていない項目があるが、それはどうするつもりか。

事務局 基本的には事業量を設定することが前提だが、事業の内容によっては設定することが難しいものもある。そういった事業については事業量を設定していない。

委 員 計画書に愛称はつけるつもりか。また、概要版を作成する予定はあるか。

事務局 今まで愛称をつけていたが、他の自治体の計画書を見ても愛称をつけているところがないため今回は愛称をつける予定はない。概要版は作る予定である。

委 員 認知症の理解のための取り組みが色々あるが、子どもたちのための認知症の講座・教育を計画している、もしくは計画していない場合は何か問題があってできないのか。

事務局 基本的に今回の計画に子どもを対象とした個別の施策は落とし込んではいないが、小学校での認知症サポーター養成講座実施や、市直轄の事業で夏休みに親子向け認知症サポーター養成講座を実施している。そういった取り組みで幅広い年代に向けて認知症の理解を広げていきたいと考えている。

委 員 可能であればそういった施策を計画書に落とし込んでほしい。

委 員 15ページの(3)イで就業という言葉と就労という言葉が両方でてくるが、使い分けている意図は何か。
就業とは1日～2日だけ働き、就労というのは正社員等の定期的に働いていることを意味しているのか。

事務局 高齢者等の雇用の確保に関する法律で、就業という言葉を使用しているため計画書でも就業に整えている。
セミナーの名称等については、そのまま就労という言葉を使用している。

委 員 22ページ及び23ページの表について、現在の重点事業だけ記載されている表記だと事業がこれだけしかないように見える。項目数が多いが全項目を示したうえで重点事項だけに二重丸をつける等分かりやすく示してほしい。

委 員 電子申請システムはどのように実施されるのか。

事務局 神奈川県が行っている電子申請システムというクラウドを経由して電子で意見を回答できる。その結果をデータで集計する。

委 員 簡単に使えるのか。

事務局 URLからログインするとシステムに入れる。

報告 4 居宅介護支援事業所及び地域密着型サービスの指定等について

資料 4 に基づき、居宅介護支援事業所及び地域密着型サービスの指定等について、事務局から説明。

(意見・質問) 特になし

その他

次回の運営協議会の開催は、令和 5 年 1 2 月 1 4 日を予定している。

III 閉会